

平成26年4月16日（水）
環境部廃棄物対策課
内線 4242
外線 076-225-1471

石川県産業廃棄物立入検査員に係る市町併任職員の 辞令交付について

今年度、新たに市町から推薦のあった市町職員に対し、産業廃棄物の不適正処理の早期発見、早期対応を図るため併任職員の辞令を交付します。

記

- 1 今年度新たに併任辞令を交付する市町職員数
七尾市等 18市町 40名
(従前からの併任職員と合わせ110名となる。)

【今回の併任辞令交付職員の内訳】

市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数
七尾市	5	小松市	1	輪島市	2	珠洲市	1
加賀市	1	羽咋市	2	かほく市	3	白山市	4
能美市	1	野々市市	3	川北町	1	津幡町	1
内灘町	3	志賀町	2	宝達志水町	4	中能登町	3
穴水町	2	能登町	1				

合計18市町40名

- 1) 平成15年度から市町職員の併任制度開始
- 2) 金沢市は中核市であることから、産業廃棄物に係る立入検査権限を有しており、併任辞令の対象としない。

2 辞令交付式

日 時 平成26年4月18日（金）午後1時30分～
場 所 石川県庁行政庁舎14階 1402会議室
辞令交付者 環境部長

3 市町併任職員による「産業廃棄物立入検査員」の主な業務

- (1) 産業廃棄物に係る立入検査
- (2) 管内の不適正処理に係る情報収集と県への通報

4 期待される効果

市町職員に対し併任職員の辞令を交付することにより、県職員と相互に連携し、市町の固有事務である一般廃棄物に限ることなく、産業廃棄物に対する対応が可能となり、廃棄物の適正処理の推進が図られる。